

人間看護専門学校学則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本校は、保健師助産師看護師法及び学校教育法に基づき、准看護師に対し、看護に必要な専門的知識、技術及び態度を修得させ調和のとれた人間形成を行い、社会に貢献し得る看護師を育成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、人間看護専門学校と称する。

(位置)

第 3 条 本校は、埼玉県入間市狭山台一丁目 3 番地 7 に置く。

(課程、学科及び学生定員)

第 4 条 本校の課程、学科及び学生定員は次のとおりとする。

分野	課程	学科	入学定員	総定員	備考
医療	専門課程	看護学科	40人	120人	2年課程 (定時制)

(修業年限)

第 5 条 本校の修業年限は 3 年とする。

(在学年限)

第 6 条 本校に 6 年を超えて在学することはできない。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 7 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期及び授業時間)

第 8 条 学年を次の 2 学期に分ける。

(1) 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(2) 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 本校の授業時間は、次のとおりとする。

(1) 講義 13 時から 17 時まで

(2) 実習 8 時 30 分から 16 時まで

3 校長は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、授業の開始及び終了の時刻を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める日
- (3) 創立記念日 9月12日
- (4) 県民の日 11月14日
- (5) 春季休業 2週間
- (6) 夏季休業 5週間
- (7) 冬季休業 2週間

2 校長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休業日を変更することができる。

第3章 教育課程及び単位認定

(教育課程)

第10条 本校の教育課程は、別表1のとおりとする。

2 校長が特に必要と認める場合は、前項に規定する以外の授業科目及び単位数を加えることができる。

(単位の計算方法)

第11条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習をもって構成することを標準とし、次のように定める。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実技については、30時間から45時間をもって1単位とする。
- (3) 臨地実習については、30時間から45時間をもって1単位とする。

(単位の認定)

第12条 各授業科目を履修し、その試験に合格した者に対して単位を認定する。

2 各授業科目の単位数は、第10条に定めるところによる。

3 各授業科目について出席時間数が授業時間数の3分の2以上に達した者に限り、その授業科目を履修したとみなす。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条 学校長は、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で履修した科目について、教育上有益と認めるときは総取得単位数の2分の1を超えない範囲で単位を認定することができる。

歯科衛生士・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練・
臨床工学技士・義肢装具士・救急救命士・言語聴覚士

- 2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2号の規定に該当する者で本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り、本校別表1に定める基礎分野の履修に替えることができること。
- 3 単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、学校長が決定する。

第4章 入学及び転入学

（入学の時期）

第14条 入学の時期は、毎年4月とする。

（入学資格）

第15条 本校に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師
- （2）学校教育法第90条第1項に該当する准看護師

（受験手続）

第16条 本校に入学又は転入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書（様式第1号）及び別に定める書類に入学検定料20,000円を添えて校長に提出しなければならない。

（入学試験）

第17条 入学志願者には次の試験を行う。

- （1）学科試験
- （2）面接試験

（入試委員会）

第18条 入学試験の実施に当たり、校長は入試委員会を招集しなければならない。

- 2 入学試験に関する決定は、入試委員会の議を経て校長が行う。

（入学手続き）

第19条 合格者は指定する期日までに、入学金を添えて保証人2名が連署した誓約書（様式第5号）を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の手続きを完了した者に対し、入学又は転入学を許可する。

(保証人)

第20条 保証人は独立の生計を営み、その責務に耐えられる者でなければならない。

2 第1保証人は学生の親権者又は近親者とする。

3 第2保証人は埼玉県又はその近郊に在住する者とする。

4 保証人に関して変更があったときは、学生は保証人連署の上直ちに保証人変更届(様式第6号)を校長に提出しなければならない。

(転入学)

第21条 他の看護師養成所において、1年以上履修した者で、本校に転入学を志願する者があるときは、校長は欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に転入学を許可することができる。

2 前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、校長が決定する。

第5章 欠席、休学、復学、転学、退学

(欠席)

第22条 病気その他の事故により授業又は実習を引き続き5日以上欠席するときは、速やかに欠席届(様式第7号)を提出しなければならない。

2 病気のため引き続き5日以上欠席するときは、前項に定める欠席届に医師の診断書を添えなければならない。

3 校長は、学生が感染症にかかり又はそのおそれがあると認めるときは、その学生に対して、出席停止を命じることができる。

(休学)

第23条 傷病その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、保証人と連署の上休学願(様式第8号)により校長の許可を受けなければならない。その理由が負傷又は病気によるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 校長は、前項の規定によるもののほか、健康上の理由で必要があると認めるときは休学を命じることができる。

3 休学期間は3か月以上1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第24条 休学中の者が復学しようとするときは、保証人連署の上復学願(様式第9号)を提出し、校長の許可を受けなければならない。休学の理由が負傷又は病気の場合は医師の診断書を添えなければならない。

(転学)

第25条 他の看護学校(2年課程)に転学を志願しようとするときは、転学願(様式第10号)を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第26条 退学しようとするときは保証人と連署した退学願(様式第11号)を提出しなければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者については、退学を命ずることができる。

(1) 第6条に定める在学年限を超えた者

(2) 正当な理由がなく授業料その他の納入金を6か月以上滞納し納入しない者

第6章 学習の評価及び卒業

(学習の評価)

第27条 学習の評価は学科試験、実習の成績に基づいて行う。

2 出席時間数が授業時間数の3分の2以上に達した者について、その科目の評価を行う。

(試験)

第28条 学科試験は、履修した科目について行う。

(追試験)

第29条 病気その他やむを得ない事情により、定められた期日に試験を受けることができなかった学科目については、本人の願い出により追試験を行う。

2 追試験を希望する学生は、試験を受けることができなかった学科目の追試験願(様式第12号)を直ちに提出しなければならない。

(再試験)

第30条 試験に合格しなかった学科目については、本人の願い出により、再試験を行う。

2 再試験を希望する学生は、合格しなかった学科目について再試験願(様式第13号)を直ちに提出しなければならない。

(卒業)

第31条 校長は、第10条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、卒業認定会議を経て、卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書(様式第14号)を授与する。

(称号の付与)

第32条 校長は前条により、本校専門課程看護学科を修了した者に対して、専門士(医療専門課程)の称号を付与する。

第 7 章 表彰

(表彰)

第 3 3 条 校長は、学業が優秀で他の学生の模範と認められる学生を表彰することができる。

2 表彰について必要な事項は、別に定める。

第 8 章 納入金

(納入金)

第 3 4 条 納入金は次のとおりとする。

(1) 入学金 100,000円 (2) 授業料 月 20,000円

(3) 実習実験費 月 35,000円 (4) 施設維持費 月 15,000円

2 既納の入学金は返納しない。

3 授業料等は入学手続きをして前納した場合であっても3月中に入学辞退の申し出がされた場合は、返納する。

4 納入方法等については、別に定める。

第 9 章 健康管理

第 3 5 条 校長は、学生に対し年1回の健康診断を行う。

2 健康管理については、別に定める。

第 1 0 章 教職員組織及び運営に関する会議

(職員)

第 3 6 条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長 1人

(2) 副校長 1人

(3) 教務主任 1人

(4) 実習調整者 1人

(5) 専任教員 7人以上

(6) 事務長 1人

(7) 事務員 1人以上

(8) 講師 30人以上

(9) 校医 1人

2 前項の職員のほか、校長は、必要があると認めるときはその他の職員を置くことができる。

3 教職員の職務については、別に定める。

(会議)

第37条 本校の運営に関する重要な事項を審議するため、次の会議を置く。

- (1) 学校運営会議
- (2) 教務会議
- (3) 教職員会議
- (4) 実習指導者会議
- (5) 講師会議
- (6) 入試委員会の会議
- (7) 単位・卒業認定会議

2 会議の構成及び運営については、別に定める。

第 1 1 章 雑則

(細則)

第38条 この学則に定めるほか、本校の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(氏名、住所、電話番号)

第39条 自己の氏名、住所又は電話番号に変更があった者は、氏名等変更届（様式第15号）を速やかに提出しなければならない。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この改訂学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この改訂学則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この改訂学則は、平成9年2月1日から施行する。

附 則

この改訂学則は、平成9年10月15日から施行する。

附 則

1. この改訂学則は、平成11年4月1日から施行する。

2. 平成11年3月31日以前に入学した学生に関する改正後の第10条・第11条及び第12条の規定については、なお従前の例による。

附 則

この改訂学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1. この改訂学則は、平成13年4月1日から施行する。
2. 平成13年3月31日以前に入学した学生に関する改正後の第38条第1項の規定については、なお従前の例による。

附 則

1. この改訂学則は、平成13年4月1日から施行する。
2. 平成13年3月31日以前に入学した学生に関する改正後の第38条第1項の規定については、なお従前の例による。
3. 第34条第4項において定める様式第14号については、平成13年3月1日から適用する。

附 則

この改訂学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改訂学則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この改訂学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改訂学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この改訂学則は、平成22年4月1日から施行する。
2. 平成22年3月31日以前に入学した学生に関する改正後の第10条・第11条・第13条及び第16条の規定については、なお従前の例による。

附 則

この改訂学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改訂学則は、平成30年9月27日から施行する。

附 則

1. この改訂学則は、令和5年4月1日から施行する。
2. 令和5年3月31日以前に入学した学生に関する改正後の第10条・第11条・第13条及び第16条の規定については、なお従前の例による。